

## 計画の基本理念

### ○男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されると共に、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。

### ○社会における制度または慣行についての見直し

性別による固定的な性別役割分担意識をなくし、社会における制度・慣行が、男女の社会における活動に対して、中立的なものとするよう配慮されること。

### ○政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

市政はもとより、企業、団体等の政策・方針の立案及び決定の場において、男女が平等な立場で参画する機会が確保されること。

### ○家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

### ○国際的協調

男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われること。



新見市 総務部 企画政策課

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3

電話 0867-72-6114 FAX 0867-72-6243

ホームページ <http://www.city.niimi.okayama.jp>

## 第3次にいみ男女共同参画プラン

### ～男女が共に輝く社会～

#### 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

#### 計画の性格

本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「新見市男女共同参画まちづくり条例」に基づき、男女共同参画社会の早期実現のため、市民・企業・行政が協働して取り組む基本的指針を定めたものです。

#### 位置づけ

本計画の一部を「女性活躍推進法」の規定に基づき「新見市女性活躍推進計画」に位置づけ、女性の職業生活における活躍に関する施策を推進します。

また、「配偶者暴力防止法」の規定に基づき、「新見市配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に位置づけ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策を推進します。

①本計画の基本目標Ⅰの重点目標1及び基本目標Ⅲ

⇒新見市女性活躍推進計画

②本計画の基本目標Ⅳの重点目標2

⇒新見市配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画

#### 期 間

2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5か年